

④益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業

○目的

- ・ 当地区は、「熊本市計画都市計画区域の整備、開発及び保全方針（熊本市計画区域マスタープラン）」において、幹線道路沿道を中心に、地域生活サービスに資する近隣商業・業務地、公共公益施設用地等を配置し、緑豊かな低密度の住宅地と調和した良好な住環境の充実を図る「郊外部市街地」と位置づけられるとともに、役場周辺地区は周辺住宅市街地の生活の利便に供する「生活拠点」と位置づけられている。
- ・ 「益城町復興計画」では、「住民生活の再建と安定【くらし復興】」、「災害に強いまちづくり【復興まちづくり】」として「今回の震災の教訓を踏まえ、単に震災前の町の姿を復旧するだけではなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けて、新しい視点でまちづくりの姿を描き、防災上必要なインフラ整備等を進める」ことを基本理念としている。
- ・ 基本理念に則り、益城町は、熊本地震からの早期復興を図るために、平成 30 年 3 月 8 日に「益城中央被災市街地復興都市区画整理事業」（約 28.3ha）の都市計画を決定した。

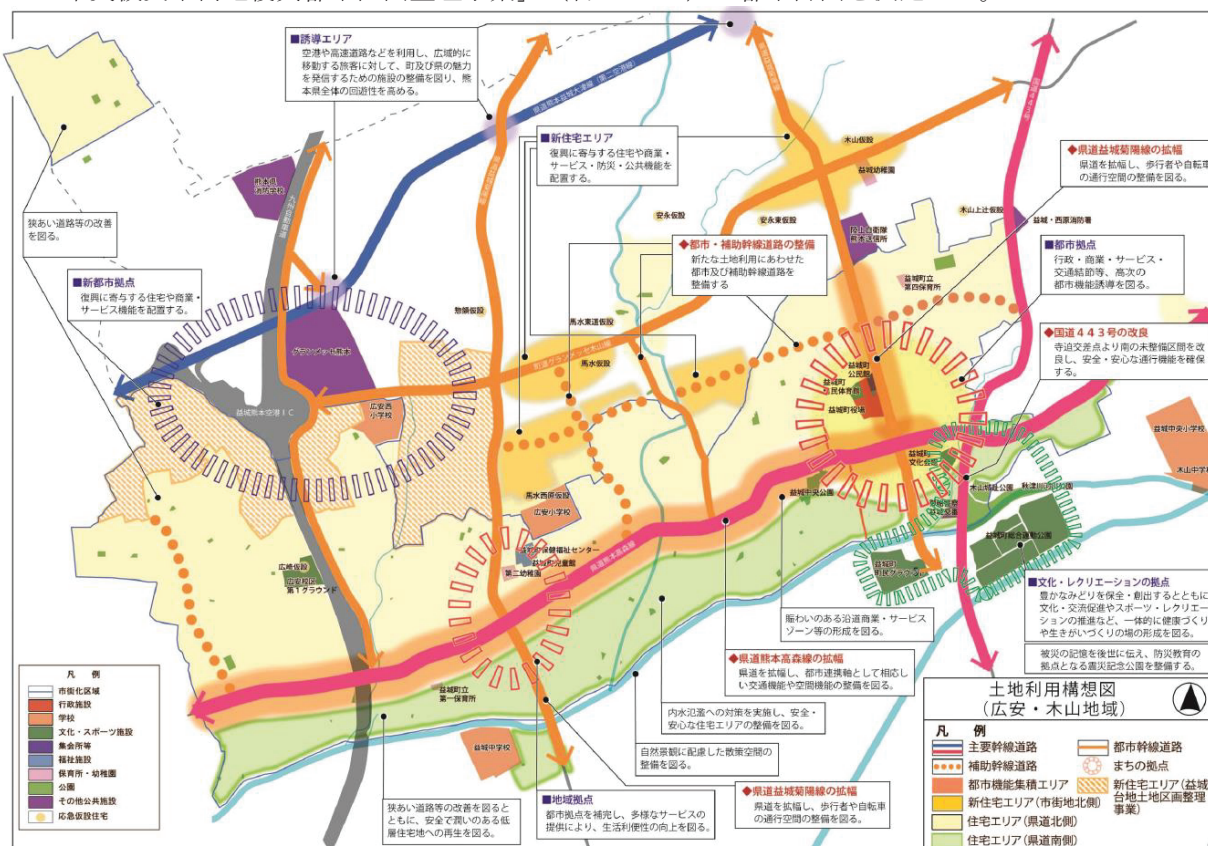


図 被災市街地復興推進地域の土地利用構想図

(出典) 益城町「益城町復興計画」

○都市計画決定までの経緯

- ・ 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の都市計画決定に先立ち、益城町では、平成 29 年 4 月及び 6 月に計 2 回の事前説明会、平成 29 年 11 月に説明会を開催したものの、平成 29 年 12 月の益城町都市計画審議会において住民理解が進んでいないとの指摘を受けて、都市計画決定は否決された。
- ・ 都市計画審議会での指摘を受け、地権者個別訪問説明を実施した。
- ・ 個別訪問では、事業内容について説明し、事業の賛否ではなく、内容についての理解度に関するアンケートを行った。その結果を踏まえ、個別訪問によって理解度が進んだとして、平成 30 年 3 月 8 日の町審議会において計画が了承された。
- ・ なお、熊本県と益城町は平成 30 年 3 月 16 日に益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する協定書を締結し、熊本県が被災市街地復興特別措置法第 6 条第 3 項の規定に基づき、事業を施行することとなった。今後は、平成 30 年秋までに事業認可を目指すこととしている。
- ・ 事業の推進に関する準備及び検討は、復興整備課職員 3 名、熊本県益城復興事務所（工務課）技術

員 7 名で行われた。

熊本県益城復興事務所 URL : http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_23304.html

3 事業概要

3-1 事業概要



図 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画の概要

(出典) 益城町「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画について」

表 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定（益城町）までの経過

第1回 事前説明 会	日時	平成 29 年 4 月 30 日（日） 第一回 午後 2 時～午後 4 時まで 第二回 午後 6 時～午後 8 時まで
	対象地域	大字 宮園・木山・寺迫の一部 {宮園、寺迫、上町、下町、蛭子町、市の城}
	内容	・「木山復興土地区画整理事業」に関する事前説明 ・意向調査
第2回 事前説明 会	日時	平成 29 年 6 月 24 日（土） 午後 3 時～午後 5 時まで 平成 29 年 6 月 25 日（日） 午後 7 時～午後 9 時まで 平成 29 年 6 月 26 日（月） 午後 7 時～午後 9 時まで
	対象地域	大字 （宮園・木山・寺迫）の一部
	内容	・意向調査の集計結果について ・今後の事業の進め方について
都市計画 審議会	日時	平成 29 年 10 月 23 日（月）
	内容	被災市街地復興推進地域の約 28.3ha を対象とした用途地域変更の都市計画決定
都市計画 に係る説 明会	日時	平成 29 年 11 月 9 日（木）、11 日（土）及び 12 日（日）
	内容	・公共用地（道路、公園など）の確保の方法 ・減歩、事業後の土地の配置、建物補償等について ・土地区画整理事業の進め方、住宅再建を早める手法、商業者等への対応 ・事業計画図（素案）
都市計画 審議会	日時	平成29年12月20日（水）
	内容	益城中央被災市街地復興土地区画整理事業区域の都市計画決定の否決

地権者個別訪問	日時	平成30年1月15日（月）～
	内容	1 公共用地（道路、公園など）の確保の方法 2 減歩について 3 事業後の土地の配置について 4 建物補償等について 5 土地区画整理事業の進め方 6 住宅再建を早める手法 7 商業者等への対応 8 事業計画図（素案）
都市計画審議会	日時	平成30年3月5日（月）
	内容	益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定

（出典）益城町からの提供資料より作成

【20160124】復旧・復興計画の策定（甲佐町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 本計画は、震災後の町の被災状況を踏まえた上で、熊本県の復旧・復興プランにあるように、まず「被災された方々の痛みを最小化すること」を目指し、その上で「単に元あった姿に戻すだけではなく、創造的な復興を目指すこと」の考え方を踏襲して、「復旧」と「復興」に計画の内容を分け、復旧、復興の姿がイメージできる計画づくりを目的として、平成 28 年 11 月に策定・公表された。
- ・ 「復旧」は震災前の姿に戻すことであり、一方、「復興」はこれまで以上により良い状態にすることの考え方を基本に、施策・事業の位置付けを行うことを想定している。

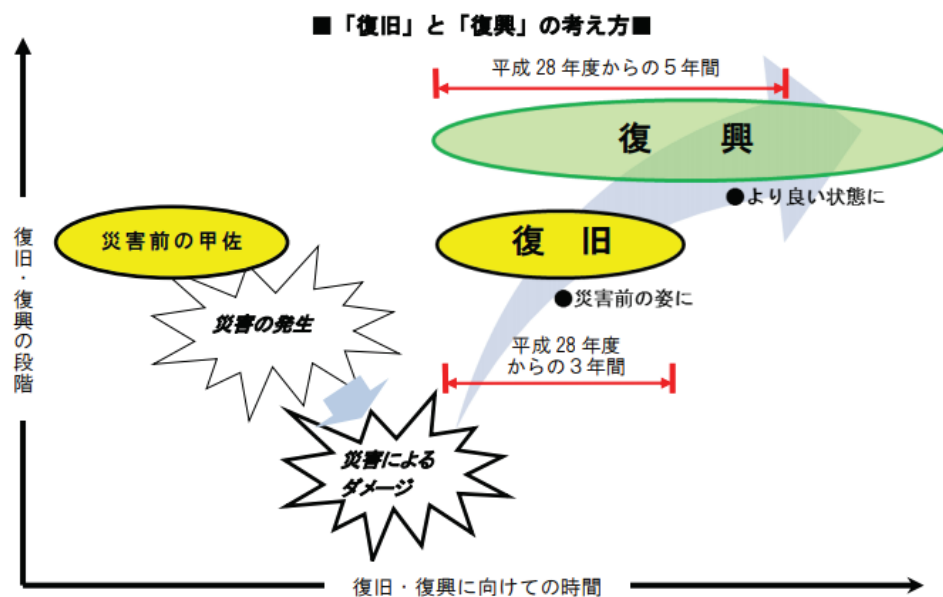


図 甲佐町震災復興計画のイメージ

（出典）甲佐町「甲佐町震災復興計画」

○計画の位置づけ

- ・ 本計画は、震災前に策定された「第6次甲佐町総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」や「まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略（平成27年度～平成31年度）」との整合性を十分に図り、社会の急激な変化に柔軟に対応できる行財政運営に努め、復旧、復興による町民生活の安定及び将来に向かった力強いまちづくりを推進するものと位置付けられた。

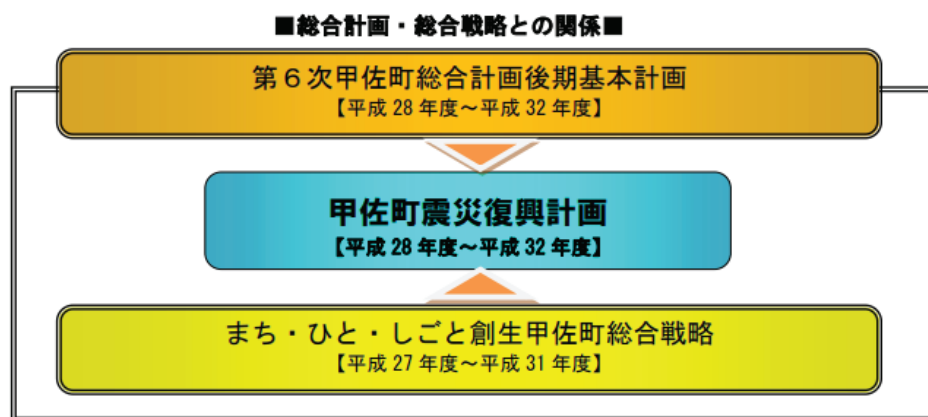


図 甲佐町震災復興計画の位置づけ

（出典）甲佐町「甲佐町震災復興計画」

②計画の期間と内容

○計画期間

- ・ 計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とした。

○計画の内容

- ・ 町の早期復興を成し遂げていくために、基本的な考え方を示す「甲佐町復興指針（平成28年5月）」を策定した。本指針では、復旧・復興計画策定のための体制や計画の策定のスケジュールについて示し、「町民の生活再生・都市基盤の復旧」「産業再生」「安全・安心に暮らせるまちづくり」「応急対策の継続方針」の4つの指針を掲げている。
- ・ 上記4つの指針に基づき、「復旧対策」「復興対策」の考え方を定めた上で、計画案を示している。
- ・ 町としてそれまでに経験のない震災からの復興に取り組み、計画を推進する上で、復旧・復興に向けた意識を共有し、町民の思いを込めたまちづくりの基本的な考え方を示す基本理念「将来を想い^{みらい}魅力を活かす^{たから} ともに紡ごう 次世代への架け橋」を設定した。
- ・ 基本理念を念頭に、具体的な復旧・復興のまちづくりを3つの将来像「活力にあふれ強く元気な町」「誰もが住みたい安全で安心なまち」「若者が集う魅力あるまち」の実現を通して、取り組むこととした。さらに、基本理念が示す長期的視点に立ち、地域特性にあった協働のまちづくりを目指し、3つの基本目標「産業と経済の再建」「町民生活の再生と復興」「定住促進と教育・子育ての推進」を設定した。基本目標ごとに項目を設定し、各項目の「復旧対策」「復興対策」として、具体的な課題、取り組み及び関連する主要関連事業等が示された。

復旧に向けた緊急な取組み(復旧対策)

・「復旧」とは、すでに取り組んでいるものを含め、平成28年度から平成30年度までの3年間に早急に取り組むもの

新しい甲佐の創造に向けた取組み(復興対策)

・「復興」とは、「復旧」対策により災害前に戻った状態から一歩進め、「より良い状態」にするために、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むもの

図 「復旧対策」「復興対策」の考え方

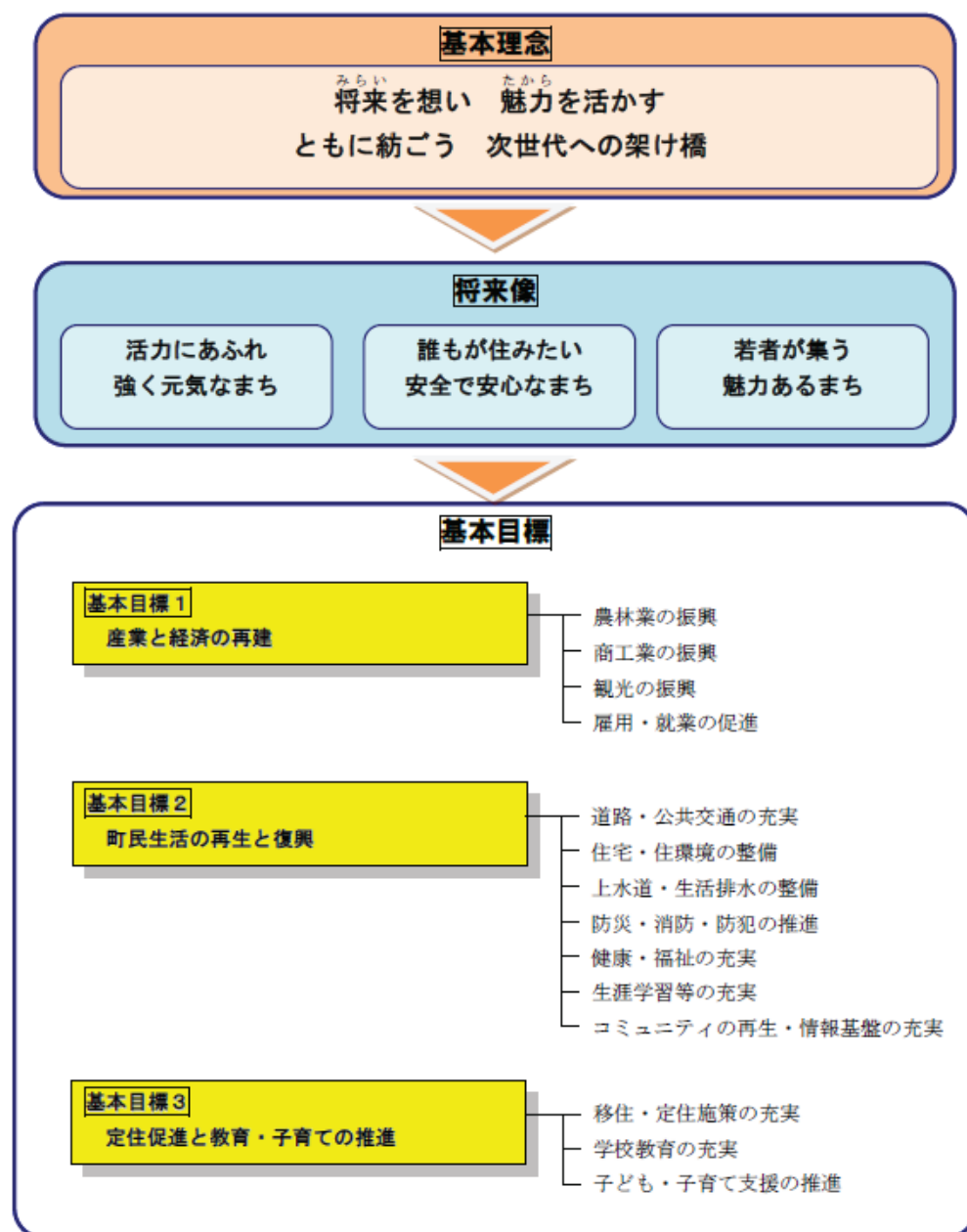


図 計画の施策体系

1-1	農林業の振興
基本方向	本町は、豊かな自然や豊富な農産物等の資源を有する一方で、耕作放棄地や後継者不足等の問題を抱えています。 現在、生産から流通まで幅広い農林業の振興を図るため、生産基盤の整備をはじめ、担い手の確保や地域の特性を活かしたブランドづくりの促進、食農教育の推進等に取り組んでいます。 しかし、今回の震災は本町の農林業に大きな打撃を与えました。 町民アンケート調査においても、産業の再生のために重要・必要な取組みの中では「事業者への経済的支援」、「農地や工業用地のインフラ復旧」、「農産物の販路の確保・拡大」が上位を占め農業再生への期待には大きなものがあります。 今後は、総合戦略にもあげられた六次産業化の推進、担い手の育成等、被災した農林業者の速やかな生活再建を促進するため、農林業の生産基盤施設の速やかな再建を支援します。

復旧対策		
復旧課題	具体的な取組み	主要関連事業等
農地・農業用施設の復旧	・早期着工・早期復旧に取り組めます。 なお、被災の状況に応じた工法により復旧します。	農地・農業用施設等災害復旧事業
農業経営体の早期復旧	・営農施設・設備の復旧に要する費用について補助を実施します。	経営体育成支援事業
林道の復旧	・早期着工・早期復旧に取り組めます。	林道施設災害復旧事業
農家住宅復旧に伴う農地転用許可の緩和	・農家住宅復旧に係る農地転用許可については、県知事の許可が必要となっているため、県との連絡調整を図りながら、迅速な転用許可申請が行えるよう支援を進めていきます。併せて特例措置が図られるよう、県へ要望していきます。	



復興対策	
復興課題	具体的な取組み
耕作地の集約推進	・地域の担い手である認定農業者や集落農業法人の大規模農業化を支援します。
アイデアや特色ある農産物づくり	・対象作物の選定と流通の確保を図り、農産物のブランド化とともに特産化を進めます。
乙女台地の開発	・畑地の圃場整備を推進し、併せて有効な土地利用を図ります。
農業の更なる振興	・県・JA 等と連携し、転作や農家の栽培指導を実施するとともに、特産品のPRを含め情報提供を行います。
農地を活用した地域活性化	・農地を活用したイベントの開催について検討を進めます。

図 「復旧対策」「復興対策」の例（「基本目標1 産業と経済の再建」の「農林業の振興」）

（出典）甲佐町「甲佐町震災復興計画」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 計画の策定は、以下のような体制のもと行われた。
- ・ また、計画を推進するための体制についても計画に示している。具体的には、「甲佐町震災復興対策本部」が継続して、計画の推進にあたり、施策・事業等の進捗に関する評価については、「企画審議会」を通して外部委員による進捗管理を行っている。計画の進捗管理は、復旧・復興に関する施策・事業等の進捗管理や「町民満足度調査」を通じた町民の検証を含めた PDCA サイクルを実施している。

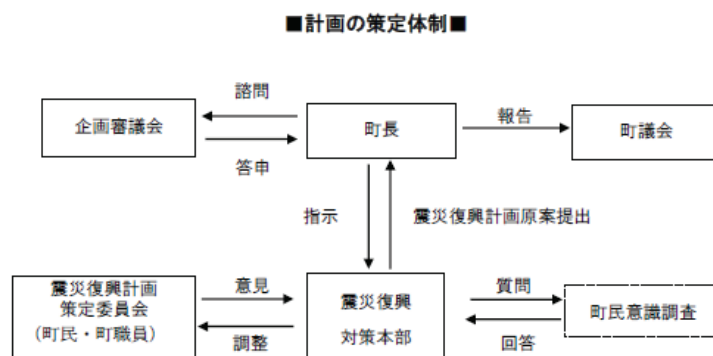


図 甲佐町震災復興計画の策定体制

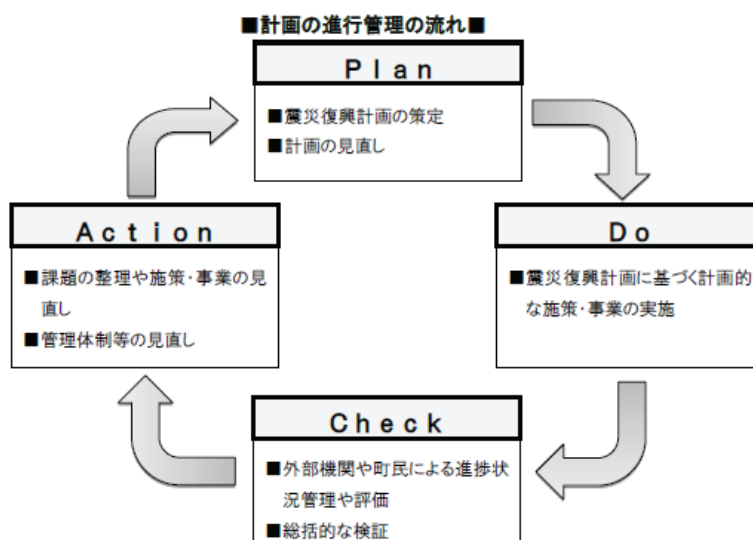
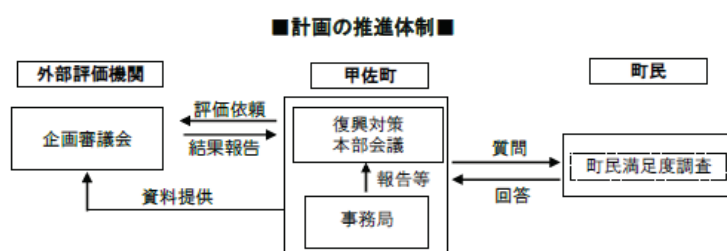


図 甲佐町震災復興計画の推進体制

(出典) 甲佐町「甲佐町震災復興計画」

○計画の策定プロセス

- ・ 計画の策定にあたり、平成 28 年 8 月に、町内在住の 18 歳以上の男女個人 1,000 人を対象に町民意識調査を実施している。
- ・ 調査では、地震発生時の居場所、避難場所、避難所についての感想、被害の具体的状況、震災直後に困ったこと、計画策定にあたっての重要な取り組み、生活再建支援・社会生活基盤の復旧での重要・必要な取り組み、復旧を優先すべき公共施設、子供たちの育成・高齢者・障がいのある人・

地域コミュニティの再構築・産業の再生・観光の振興・災害に強いまちづくり・新たな生活スタイルに関する重要・必要な取り組みについて、アンケートによる調査を実施している。

- ・ 復興に向けての課題や具体的な復興策について、町民の生の声を聞き、政策形成段階から町民の意見を取り入れた計画づくりを進める場として、職員との合同によるワークショップ及び会議「甲佐町震災復興計画策定委員会」を設置した。委員会委員は、町民・町職員で構成され、町民からの委員はホームページ等で公募された。委員会は、情報の共有を通して、町民と職員の協働のまちづくりの実践を図るとともに、あわせて参加者の満足度が十分得ることを目的としている。委員会は、平成 28 年 8 月 23 日から 10 月 25 日にかけて計 4 回開催され、出された意見は産業、都市基盤、生活環境、健康・福祉、教育・文化、その他の政策分野ごとにとりまとめた。

【20160125】復旧・復興計画の策定（山都町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 被災した社会インフラ・産業基盤等々の復旧、被災者への支援や地域産業の再生、さらに町民生活の更なる安定を目指し、今後の取り組むべき主要な施策や具体的な事業を取りまとめた「山都町復興計画」を策定した。

○位置づけ

- ・ 復興計画に掲げる施策等については、震災前の平成 27 年 3 月に策定・公表された「第 2 次山都町総合計画」に示された基本構想・基本計画を実現するための具体的な事業である実施計画事業として位置付けられた。
- ・ 今回の被災により見えた地域課題や多様化する住民ニーズ等に対して、まちづくりに繋がる事業の実施や地域の取り組みを推進するものとした。

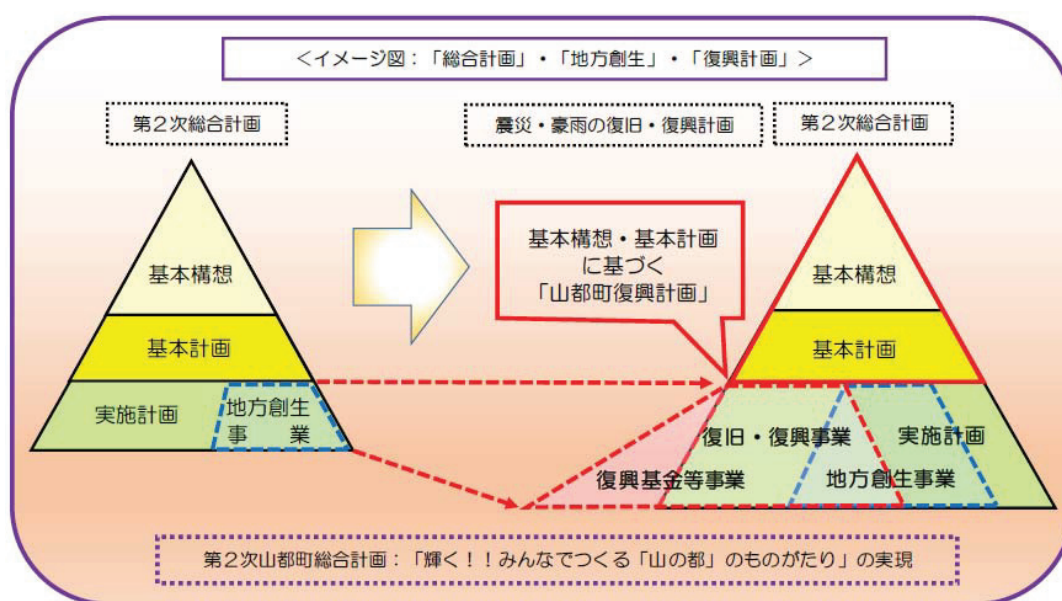


図 山都町震災復興計画の位置づけ

（出典）山都町「山都町復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 対象期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とした。
- ・ 必要な事業については、総合計画・後期基本計画の実施計画事業において、平成 32 年以降も継続して取り組むこととしている。

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
第2次山都町総合計画								
前期基本計画				後期基本計画				
総合計画（基本構想・基本計画・実施計画事業（毎年ローリング））								
山都町復興計画（復旧・復興）								
熊本県復旧・復興プラン								

図 山都町震災復興計画の期間

（出典）山都町「山都町復興計画」

○計画の内容

- ・ 基本方針は、①町民生活の再建、②産業・経済の再生、③災害に強いまちづくりの推進、④計画推進のための財政運営、の 4 つの項目から構成され、基本方針ごとの取り組みが計 22 項目示されている。項目ごとに、担当課、課題、内容及び目標が示されている。

【20160126】復旧・復興計画の策定（球磨村）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 近年、激甚化する災害の態様並びに村の置かれる厳しい地形や村民の高齢化進展等を背景に、災害に強いむらづくりの実現を目的として、平成 29 年 9 月に「球磨村復興まちづくり計画」が策定・公表された。

○計画の位置づけ

- ・ 本計画の内容は、村の最上位計画であり、震災前の平成 26 年 4 月に策定・公表された「第 5 次球磨村総合計画」を反映させることとした。
- ・ また、地方創生の要となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、関連個別計画も踏まえた施策、事業の位置づけを実施した。

②計画の期間と内容

○計画期間

- ・ 計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの概ね 10 年間としている。ただし、社会環境や経済情勢の変化等により、随時必要な見直しを行うこととした。
 - 前期：平成 33 年度までの 5 年間とする。
 - 後期：平成 34 年度から概ね 5 年間とする。

○計画の内容

- ・ 村では震災前より、村民各々が「自分の命は自分で守る」という防災意識を醸成し、村民と考え、作る「防災ひと・むらづくり」を進めていた。計画でもこれを踏襲し、基本理念「災害に強いむらづくり」を設定した。
- ・ 「自分の命は自分で守る」という防災意識を醸成し、自助・共助・公助を進め災害に強いむらづくりを創出していくため、3 つの基本方針「防災ひと・むらづくり」「防災拠点の防災機能強化」「防災関連施設の整備」をもって取り組むとしている。
- ・ 各基本方針において、施策と取り組み期間が設定されている。施策の中でも、特に、村民が正確な災害情報を得られる場の整備と、安全に避難できる場所と環境の整備を重点的な施策として位置付けている。具体的には、「（仮称）防災センターの設置」「指定緊急避難場所の防災機能強化」「防災ヘリポートと中央備蓄倉庫・物資供給拠点等の整備」「防災無線のデジタル化」の 4 つを重点施策としている。

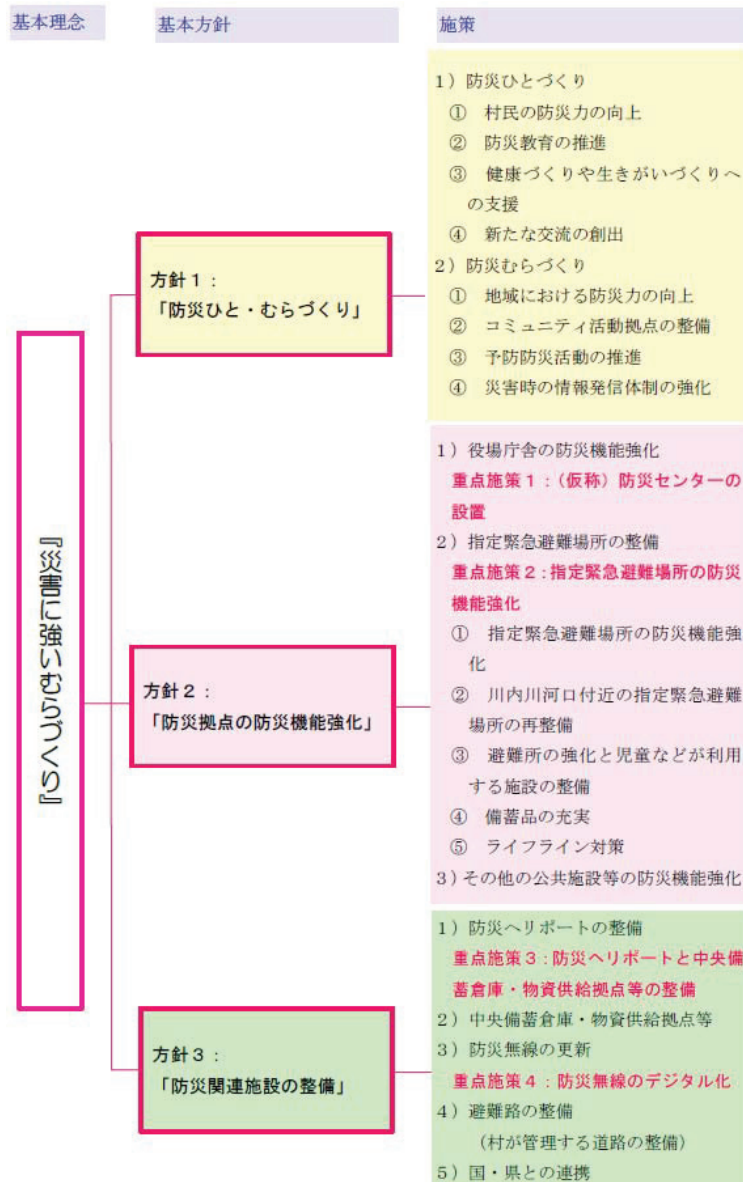


図 球磨村復興まちづくり計画の構成

(出典) 球磨村「球磨村復興まちづくり計画」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 計画内容の検討では、平成 29 年 6 月 27 日に旧小学校校区を基に村内を 5 ブロックに編成したブロック事務長、各課の代表職員からなる検討会と、平成 29 年 8 月 17 日に各課長からなる策定会議を編成し検討した。

○計画の策定プロセス

- ・ 震災前の平成 27 年 12 月に「村民防災会議」が設置されており、村民が「自分の命は自分で守る」という防災意識の醸成を図りながら災害に強いむらづくりに積極的に取り組む事業を以下のように推進していた。
 - 村民防災会議は、「本部会議」と「ブロック会議」で構成されている。
 - 本部会議は、村議会、区長、消防団、防災協力隊、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、学校・保育園、消防・警察、医師会、福祉施設、国・県等の代表者や関係機関の方々に構成され、ブロック会議では解決できない問題、課題等を検討している。
 - ブロック会議は、村議会、区長、消防団、防災協力隊、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、学校・保育園、消防・警察、医師会、福祉施設等や関係機関の方々に構成され、旧小学校校区を基に村内を 5 ブロックに編成し、各ブロックにおいて定期的に 3 回の会議

が開催されている。村民が身近な地域の現状や課題を共有し悩みを解決する場として、また、防災意識を高めることを目的としている。

- ・ 計画の策定にあたっては、検討会を平成 29 年 6 月 27 日から 8 月 10 日にかけて計 3 回、策定会議を平成 29 年 8 月 17 日と 23 日の計 2 回開催し、計画の検討を行った。検討・策定では、村民防災会議で挙げられた意見を総合的に取り入れている。
- ・ また、計画内容をより効果的かつ効率的に実現するために、各種施策について進捗管理を行い着実かつ適正に遂行するために PDCA サイクルを実施し、必要に応じて各種事業の進捗状況を点検・評価し、事業内容や本計画の見直しを行うとしている。

（５）広報・相談対応の実施

【20160127】 広報（熊本県）

- ・ 宮城県の対応（宮城県は東日本大震災後に「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を作成）を参考に、被災者の生活支援（生活・保健・医療・福祉）に関する概要をまとめた「熊本県被災者生活支援ガイドブック」を作成した。同ガイドブックは平成 28 年 8 月に発行し、平成 29 年 1 月及び平成 30 年 3 月に改定を行っている。
- ・ 同ガイドブックは、電子データでの提供を行っており、県ホームページで公表している。
- ・ 市町村が運営する地域支え合いセンターの生活支援相談員を通じて、被災住民への配布、説明等が行われ、周知の効果が向上したものと考えられる。
地域支え合いセンターURL:http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_17270.html
- ・ 各項目の詳しい内容や具体的な手続きについては、ガイドブックに掲載されている各問合せ先に確認することとなっている。

表 熊本県被災者生活支援ガイドブックの構成

総合的な窓口：地域支え合いセンター 1 経済的な支援 被災者生活再建支援金 災害援護資金貸付 生活福祉資金 福祉費（住宅補修費・災害援護日）貸付「特例措置」 母子父子寡婦福祉資金貸付金 義援金 生活保護 災害弔慰金 災害障害見舞金 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童手当 特別障害者手当、障害児童福祉手当、経過福祉手当 2 住まいの確保 応急仮設住宅 民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設住宅） 被災した住宅の応急修理 リバースモーゲージ利子助成 自宅再建利子助成 民間賃貸住宅入居支援助成 転居費用助成 3 保健福祉医療等 ・ 医療一般 熊本県小児救急電話相談 休日・夜間に急病や、ケガをしたときの医療提供制度 （在宅当番医制、休日夜間急患センター） お薬相談窓口 薬局機能情報提供制度 がん相談支援センター、がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」 難病患者・家族の相談 市町村国保・後期高齢者医療の一部負担金免除 医療安全支援センター（医療に関する相談） ・ 福祉（生活）一般 社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者の相談 生活困窮者自立支援制度を活用した被災者支援 ・ こころの相談 熊本こころのケアセンター 心の相談窓口 薬物乱用に関する相談 ・ 高齢者の保健福祉 高齢者についての相談 高齢者無料職業紹介所 認知症の早期発見・早期診断 介護保険 介護保険料の減免 介護保険サービス利用料の免除	・ 児童の保健福祉 子どもに関する相談 親子（乳幼児）や女性の心のケア 保育所、認定こども園等 一時預かり ・ ファミリー・サポート・センター（子育ての援助） 児童館・児童センター（子どもの遊び場） 地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば） 保育料の減免 未熟児養育医療 乳幼児医療費助成 障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療） 小児慢性特定疾病の子どもの医療と相談窓口 母子への支援 ・ ひとり親家庭、女性の保健福祉 女性相談センター（DV等の相談） ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等就業支援講習会 ひとり親家庭等日常生活支援 ひとり親家庭等学習支援・交流 ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 母子家庭等就業・自立支援センター 母子・父子自立支援員 不妊に悩む方への支援 ・ 障がいの者の保健福祉 障がいについての相談 地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談） 障がい児・者の短期入所など 視覚障がい者への支援 聴覚障がい者への支援 障害児通所給付等の利用者負担の減免 障害児入所給付等の利用者負担の免除 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 7 ・ 仮設住宅における被災者支援 保健師等による健康支援 復興リハビリテーションセンター （仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣） ・ その他 迷子になった犬やけがをした犬猫の保護 参考 問合せ先一覧 市町村 市町村社会福祉協議会 熊本県地域振興局（福祉事務所） 保健所 地域包括支援センター 地域療育センター 児童相談所
--	---

（出典）熊本県「熊本県被災者生活支援ガイドブック【平成 30 年 3 月版】」より作成

【20160128】広報（熊本市）

- ・ 震災以前に市公式のツイッターは開設していなかったが、市長個人のツイッターで4月14日の前震後の21時50分から震災に関する投稿が開始され、以下のような活用と効果があった。
 - 水道水の供給や応急給水活動に関する情報が5月4日までに13回投稿された。不特定多数に情報を提供する広報機能と同時に、閲覧者からのリツイートによる情報収集を行う広聴機能としても活用し、特に写真などの画像の添付があると漏水箇所が目視でき効果的であった。
 - 「動植物園からライオンが放たれた」といったデマ情報や、物資・給水支援に関する誤った情報と正確な情報の判別について、本市が発表する情報は市HPの情報が公式なもので、市HP以外の発表は本市からの発表ではないので注意するよう呼びかける投稿を行った。
 - 物資の受入拠点「うまかな・よかなスタジアム」では、送られてくる物量に対して、対応人員数が不足していたため、ボランティアの募集を行った。当該ボランティアは自主参加という形で柔軟な時間での参加が可能だったため、大きな力となった。
 - 早期回収が必要なごみステーションの情報提供を直接呼びかけた。
- ・ ラジオを使った情報発信として、14日の前震後からコミュニティ放送局である熊本シティエフエムにおいて特別編成により地震情報の放送を行った。また、本市に対し超短波放送局（臨時目的放送局）の免許が与えられたことから、熊本シティエフエムの通常放送を休止し、機材および人的支援を受けることで、地震関連情報や生活支援情報を24時間編成で放送する「臨時災害放送局〜くまもとさいがいエフエム〜」を開設することとなった。この臨時放送局は4月18日から30日の期間継続され、随時情報発信を行った。
- ・ また、新聞社数社からの支援により、各避難所に新聞が配布された。新聞は普段から慣れ親しんだ避難者などに大変喜ばれ、避難者にとって有効な情報収集源の1つであった。
- ・ 各避難所では、避難施設の体育館出入口や、校舎の廊下・玄関口など、人の出入りが多いところに、黒板やホワイトボード等の掲示板を設置し、各避難所における生活ルールや物資の状況、食事の支給時間、ボランティア情報等の告知を行っていた。また、掲示板には口腔ケアやエコノミークラス症候群予防等の健康支援情報、生活再建支援に関する情報、その他各種情報等を紙で貼り出すとともに、必要に応じて各避難者に紙で配布できるよう対応を行った。また、東日本大震災の直後に避難所等における性暴力やDV事案が多く発生したことを踏まえ、性暴力・DV防止啓発ポスターを掲示したほか、悩み相談カードを設置するなどの啓発に取り組んだ。



図 避難所におけるホワイトボードを活用した情報共有

（出典）熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録」

- 一定期間経過後は、インターネットツールを持っていない避難者を想定した情報発信として、「市政だより」の臨時版の発行を行った。主に支援情報等を掲載し、4月22日より各区の物資供給拠点を通して、物資とともに各避難所に配布した。4月28日には被災者支援情報の問合せ先などをまとめた冊子、「被災者支援制度」第1版を発行し、各避難所へ設置、配布した。その後、支援制度の周知のための「避難所だより」、多岐にわたる支援制度の中から主要な制度を見つけやすくするものを目指した「被災者支援ガイドブック」等を順次発刊していき、避難所へ設置、配布を通して、支援制度の情報提供を図った。また、外国人避難者へ向けて、多言語化した災害情報・支援情報についても必要に応じて提供できるよう、併せて設置した。

【20160129】広報（大津町）

- 震災により住宅が被災し、応急仮設住宅などへの非難を余儀なくされている被災者に対して、想定される生活再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報を知らせるため、「大津町生活再建ガイドブック」を作成した。同ガイドブックは随時見直されており、最新版は平成29年12月28日に公表されている。
- 制度を利用する場合は、各制度の問合せ先に確認することとなっている。

表 大津町生活再建ガイドブックの構成

第1章 被災者支援関連	
①被災者生活再建支援金	（福祉課）
②熊本県義援金	（福祉課）
③大津町義援金	（福祉課）
④災害弔慰金	（福祉課）
⑤災害障害見舞金	（福祉課）
⑥地域支え合いセンター	（大津町地域支え合いセンター）
第2章 住宅自立再建関連	
⑦自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	（全国銀行協会相談室）
⑧災害復興住宅融資	（住宅金融支援機構）
⑨熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）	（熊本県住宅課）
⑩「日本財団わがまち基金」被災住宅再建資金助成事業	（熊本県建築住宅センター）
⑪住まいの再建相談窓口	（福祉課）
⑫自宅再建利子助成事業	（福祉課）
⑬リバースモーゲージ利子助成事業	（福祉課）
⑭転居費用助成事業	（住民課住宅係）
⑮民間賃貸住宅入居支援事業	（住民課住宅係）
※参考 新築一戸建て住宅購入に必要な費用について	
⑯くまもと型復興住宅	（熊本県建築士事務所協会）
※参考 「くまもと型復興住宅」モデル住宅展示場について	
⑰被災宅地支援事業	（都市計画課）
⑱宅地耐震化推進（拡充）事業	（都市計画課）
⑲住宅耐震化支援事業	（熊本県建築課）
⑳戸建木造住宅耐震改修等事業	（都市計画課）
○21 生活再生相談	（グリーンコープ生協くまもと）
○22 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅再建支援事業	（総務課地域安全係）
第3章 公営住宅支援関連	
○23 災害公営住宅	（住民課住宅係）

（出典）大津町「大津町生活再建ガイドブック 平成29年12月28日現在」より作成

【20160130】広報（嘉島町）

- ・被災者の生活再建へ向けた各種公的支援制度等に関する情報を取りまとめた「住まいの再建ガイドブック」を平成 29 年 7 月に作成・公表した。
- ・各制度の概要と問合せ先が掲載されている。

表 住まいの再建ガイドブックの構成

△あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？
・り災証明書で 全壊・半壊 の世帯
・り災証明書で 大規模半壊 の世帯
・宅地の復旧工事を行う世帯
△あなたが受給できる義援金の申請を忘れていませんか？
・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯
・り災証明書で 一部損壊 の世帯で住宅の対象となる修理費用が 100 万円以上の世帯
・り災証明書で 一部損壊 もしくは、り災証明書を取っていない世帯で住宅の対象となる修理費用が 30 万円以上の世帯
△住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？
・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯
・二重ローンへの対策を考えている世帯
△その他
・木造住宅の耐震診断
・くまもと型復興住宅

（出典）嘉島町「住まいの再建ガイドブック」より作成

【20160131】外国人被災者の生活相談（熊本市）

- ・居住の問題やこころの不安をかかえながら自宅や車中泊をしている外国人に対して、熊本県弁護士会、熊本県行政書士会、熊本市居住支援協議会、熊本市、イエズス会の聖心病院、日本イスラエイド・サポート・プログラム、多文化間精神医学会、コムスタカ〜外国人と共に生きる会の協力の下、国際交流会館及び熊本大学にて外国人被災者への生活相談会を 5 月 1 日、8 日、31 日、6 月 12 日に開催した。